

省エネ適合性判定 軽微変更申請時に必要な図書等

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター

2024/9/19現在

省エネ適合性判定の軽微変更は、ルートA、ルートB、ルートCの3種類あります。
下記表1に記載の図書「⑨軽微な変更用の確認シート(※6)」を用いてルートの判定を行ってください。
ルート判定後、表1を参考にして軽微変更申請時に必要な図書の確認をお願いします。

表1 省エネ適合性判定 軽微変更申請時に必要な図書等

必要な図書	ルート		
	A	B	C
① 軽微変更該当証明申請書	-	-	○
② 計画書 ^{※1}	-	-	○
③ 委任状	-	-	○
④ 設計内容説明書	-	-	○
⑤ 軽微変更説明書 ^{※2}	○	○	○
⑥ 計算書 ^{※3}	△	○	○
⑦ 図面 ^{※4}	○	○	○
⑧ 参考図書 ^{※5}	○	○	○
⑨ 軽微な変更用の確認シート ^{※6}	△	○	○

※1 第二面～第五面で変更があるものを提出してください。

※2 完了検査の申請書類になります。完了検査の申請先がまちセンの場合には申請窓口に提出が必要です。

完了検査申請前に省エネ課に提出してください。内容を確認いたします。

(事前に提出くださいますと完了検査申請時の手続きがスムーズになります。)

第二面以降はルートにより記入箇所が異なります。

ルートAは第二面へ、ルートBは第三面へ必要事項を記入し、

完了検査申請の窓口に提出してください。

ルートCの場合は第一面のみ記入となります。

軽微変更該当証明書の写しと一緒に完了検査申請の窓口に提出してください。

※3 一式の提出が必要です。

ルートAの場合は、ルートの判断に計算結果が必要となる場合に提出してください。

※4 変更後の図面を提出してください。変更箇所は朱書等でわかるようにしてください。

※5 変更があるものは提出してください。変更箇所は朱書等でわかるようにしてください。

※6 <https://building.lowenergy.jp/program>

でエクセルデータ、マニュアルのダウンロードが可能です。

ルートAの場合は⑥計算書を提出する場合(※3参照)に提出してください。